高商連二:

高知県商工団体連合会 NO.944(52-21)

〒780-8035 高知市河ノ瀬町33

TEL088-832-4838 FAX088-832-3126

Eメール kosyoren@citrus.ocn.ne.jp ホームページ http://kousyouren.jp/

このニュースはホームページでもご覧になれます

||談、確定申告・・・民商出番のとき

2021年 春の拡大運動 (1/1~1/31現在)

■2021年春の拡入建動(1/1・1/31現在)												
			成果									
		読者	会員	共済	婦人	青年	会員					
安	芸	3	1	2	0	0	2					
香美	急郡	7	3	1	0	0	7					
南	国	4	0	1	0	0	3					
高	知	4	3	1	2	0	2					
仁次	記川	0	1	1	0	0	1					
須	崎	0	0	0	0	0	0					
中	村	1	1	0	0	0	1					
言	+	19	9	6	2	0	16					

成果会員:読者か会員を拡大した会員(紹介含む)

■昨年3月末と今年1月31日との差

会員

を き

広に

力に

な

る

			共済				
	読者	会員	総加 入者	民商 会員	配偶者	婦人	青年
安芸	+10	-1	+3	+3	-1	-1	0
香美郡	+2	+5	-3	+5	+6	+1	-2
南国	+1	-3	-7	-2	-1	-1	0
高知	+26	+20	-34	-18	-11	-8	-2
仁淀川	+1	+4	+4	+2	+1	+4	0
須崎	+11	-2	-3	-1	-1	0	0
中村	+9	0	-5	-2	-3	+1	0
計	+60	+23	-45	-13	-10	-4	-4

の結談役員1

〜員

知谷 Ξ 0 副 喫茶店の方 会長 会長(四) 万十 が、 市 持 議

昨年12月に 給付が実現した。 島会長と訪問し7 島会長と訪問し7 は昨秋以降、4人の ていただきました はでかけました。共済も していただきました はでかいなできました で入 会

祚

が持大 理入び川

事の化 務相給 局談 付 き中 な 副援

理

理会

県 年 を 〒15 の 上現が 同時期と ・ 本局。谷 ・ 大大 ・ 大田 ・ 況 大 って 会長と す。 サ 付

新たな制度も活用し、営業を続けよう

県の政策 2月下旬以降

国の一時金よりも要件が緩和され、幅広い業種を対象に支援

支給額 上限40万

支給額 上限20万

≪対象≫昨年12月の売上が前年比▲30%以 上減少し、①時短要請に応じた飲食店等と直接・ 間接の取引がある事業者 ②時短要請や12/9 からのステージ特別警戒に伴う外出・移動の自粛 により、直接・間接的な影響を受けた事業者(ほと んどの業種が対象)※ただし、時短要請対象事 業者は除外

≪相談窓口≫ TEL 088-823-9875

≪申請受付≫ 2月中旬~4月中旬(予定)

相談は気軽に、早めにお近くの民商へ

■県連が運用、制度改善を求め要望書提出

2月1日に、今回の臨時給付金について、以下 の要望書を濵田省司知事に提出しました。

<要望書>

今般の新型コロナウイルス感染症に対する貴職 のご尽力に敬意を表します。

今回の臨時給付金を歓迎します。運用、制度改 善について、以下要望いたします。

1、売上減少幅を「20%以上減少」に拡大して ください。

> *昨年、各市町村が実施した支援給付金等 は多くのところが「20%以上減少」を 対象としました。

- 2、給付金額を引き上げて下さい。
- 3、令和2年12月以降に事業承継した事業者も 対象にしてください。

個人の場合、税務申告の関係で1月に事業 承継する場合が多々あります。

- 4、売上減少等の証明申請書について、「認定支援 機関」の証明は不要とし、提出する売上帳等で 審査・判断してください。
- 5、国に対して、持続化給付金の再度の支給を求 めてください。

1344人へ 134人へ 12超、埼ェ 120、埼ェ 120、埼ェ 120、埼ェ 120、埼ェ 120、埼ェ 120、埼ェ 120、埼ェ かなさん、の親身な 回る拡大でいる。 上のま会員 読 者、 表 ベ 上 8 ま 会員 参照。 困 0 読 76 兵会 がコ広な34 9

倍

1

かり

会員

4

各種申請をサポートしています! 民商は、事業主にいち早く情報を伝え、インター ネット申請などの各種申請をサポートしてきまし た。支援制度が公表された2020年5月~20 21年1月の間に、県内の民商では1562件、 14億7339万円の給付金等獲得のお手伝いを

「給付金は非課税に!」

県下の民商では

国の「持続化給付金」や地方自治体の「給付金・ 支援金」等に、課税しないよう求める取り組みを しています。 2021年1月までに、2400人分の署名を国

会へ提出しました。

税金の支払いに困っている… 納税猶予の申請をしたい…

ひとりで悩まず民商に相談を!



*・7倍ので ・7倍ので ・7倍ので ・7倍ので ・7倍ので ・7倍ので ・7倍ので

≪対象≫昨年12月の売上が前年比▲30%以 上減少し、①時短要請に応じた飲食店等と直接・ 間接の取引がある事業者 ②時短要請や12/9 からのステージ特別警戒に伴う外出・移動の自粛 により、直接・間接的な影響を受けた事業者(ほと んどの業種が対象)※ただし、時短要請対象事 業者は除外

≪相談窓口≫ TEL 088-823-9875 ≪申請受付≫ 2月中旬~4月中旬(予定)

税務署に行く前に

確定申告は自分で出来る! 民商は、申告の『わからない』を手助け! 今年の確定申告 ココに注意!! 民商で納得・安心の申告を!

- 安芸民商(安芸市・室戸市・安芸部) 安芸市伊尾木 69 な0887-35-4432
- ◆ 南国民商(南国市・嶺北地域) 南国市大埇甲 370-4 ☎ 0 8 8 8 6 4 3 6 2 3
- 中村民商(編多地域)
 本 高知県商工団体連合会(県下7民商の連合会)

 四万十市右山天神町 3-14 20880-34-4107
 高知师町 33 2088-832-4838
- 4 香美郡民商(香美市・香南市) 香美市土佐山田町宝町 4-2-14 ☆0887-52-4031
- ♣ 高知民商(高知市) 高知市河ノ瀬町 33 ☎ 088-833-0666

消費税にも、 コロナにも、 つぶされない。 事業を続けたい。

民商は、消費税減税で経営

とくらしの支援を求める運動をしています。コロナ対策として、世界50ヶ国以 の減税が行われています。

全国商工団体連合会

今年のチラシは、コロナ対策と申告対策を中心に作成。

2月9日の高知新聞に折り込みます(地域によっては10日になりま す。高知民商はポスティングするので新聞折込はありません)。

会員のみなさんにも手配りをお願いします。チラシも使い、「コロナや 申告で困ったことがあれば民商に相談を」と、声かけを広めましょう。

知新聞 2 .9)に折り込みます (高知 市 以